

源泉所得税の概要

Aさん

会社設立届出書と一緒に、**源泉所得税の納期の特例**の申請をした方が良いと聞いたのですが？

源泉所得税の納期の特例の場合には、年2回だけ源泉所得税を納付すればよいのですか？

会社を設立して、役員給与をもらう際の源泉所得税は、どのように計算したらよいのですか？

サラリーマン時代と違って、けっこう計算が大変そうですね。

年末調整の際には、どのようにしたらよいですか？

税理士に報酬を支払う際にも、源泉徴収が必要となるのですか？

税理士のJunさん

給与等の支払いの都度、会社が源泉所得税額を徴収し、その預かった源泉所得税額を、支払日の翌月10日までに毎月納付するのが原則です。

源泉所得税の納期の特例の適用を受けた場合には、それが簡略化され、次のようになります。

源泉所得税の納期の特例	
① 制度の対象	給与等の受給者が常時10人未満であること
② 納期限	① 1～6月分が 7月10日 ② 7～12月分が 翌年1月20日
③ 必要となる手続き	「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出

そうです。ただし、「**源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書**」を提出した日の翌月に支払う給与等から適用されますので、注意してください。

国内において給与の支払を受ける居住者は、原則として、「**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**」を給与の支払者(会社)に提出しなければならないこととなっています。

当該申告書の提出が「有り」と「無し」との場合で、次のように取扱いが異なります。

	扶養控除等申告書の提出「 有り 」	申告書の提出「 無し 」
① 税額表の適用区分	月額表 甲欄	月額表 乙欄
② 扶養親族等の数	税額は扶養親族等の数による	考慮されない
③ 年末調整	年末調整を行う	行われない

「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」と「扶養親族等の数」を、月額表に当てはめて、源泉所得税額を求めます(毎年更新される『源泉徴収のあらし』(国税庁)等をご参照ください。)

年末調整はご自身で行われてもけっこうですが、できれば、正確を期すためには、社会保険労務士や税理士に相談することをお勧めします。

会社から税理士に報酬を支払う場合には、原則として(1回100万円以内の支払の場合)、10.21%の税率を報酬額に掛けて源泉徴収をしなければなりません(所得税法第204条)。